

松阪市民病院（現・済生会松阪市民病院）で気管支鏡検査を受けた患者様へ

—呼吸器細胞診新報告様式の導入に関する研究へのご協力をお願い—

【研究の概要】

当院では、呼吸器細胞診の報告様式の見直しに伴い、細胞診断の判定結果と最終診断との関係を検討し、今後の診断精度および診療の質の向上に役立てるための研究を行います。

【研究の対象】

2021年6月1日から2022年6月30日まで、および2025年4月1日から2025年9月30日までの間に、当院で気管支鏡検査を受け、細胞診検体が採取された患者様のうち、同じ病変について最終診断が確定した方を対象とします。

【研究の方法】

診療の過程で既に作製された細胞診標本、病理組織標本および診療記録に記載された診断結果を用いて検討を行います。本研究のために新たな検査、採血、治療などを行うことはありません。

【研究期間】

倫理審査承認日から2027年3月31日までを予定しています。

【使用する情報】

細胞診断結果、最終診断に関する情報を使用します。

研究に使用する情報は、個人が特定されないように管理します。また、研究成果を学会や論文等で公表する際にも、個人が特定されることはありません。

【個人情報の保護について】

本研究で使用する情報は、個人が特定されないよう匿名化を行ったうえで解析します。また、研究に使用する診療情報や検査データは、当院の病院情報管理システム内で適切に管理し、外部へ個人情報を提供することはありません。研究結果は学会発表や学術雑誌などで公表される場合がありますが、その際にも個人が特定されることはありません。

【研究への参加を希望されない場合】

本研究は、通常診療で得られた情報を用いて実施する観察研究であり、患者様から個別の同意をいただかずに実施されます。本研究への情報利用を希望されない場合は、下記連絡

先までお申し出ください。お申し出いただいた場合は、研究対象から除外いたします。お申し出いただいた時点ですでに発表や論文公表等が行われている場合には、データを削除できないことがありますのでご了承ください。なお、本研究への参加を希望されない場合であっても、今後の診療等に不利益が生じることはありません。何卒、ご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本研究に関するご質問等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

【利益相反について】

本研究に関して、開示すべき利益相反はありません。

【お問い合わせ先】

済生会松阪市民病院 病理室

住所：〒515-8544 三重県松阪市殿町 1550 番地

電話：0598-23-1515（代表）

研究責任者：池谷朱美（済生会松阪市民病院 病理室）